

鈴鹿市制 80 周年記念式典について

◆と き

令和4年12月1日(木)10:00～12:30(受付 9:30～)

◆ところ

イスのサンケイホール鈴鹿

◆趣 旨

昭和17年12月1日に鈴鹿市が誕生してから、今年で市制施行 80周年を迎える。市制記念日である12月1日に記念式典を開催し、市政の発展に寄与された市政功勞者の方々を表彰する。

◆内 容(タイム／次第)

9:30 入場開始⇒鈴鹿市のあゆみ(80周年版)をループ上映

10:00 オープニング(プロジェクションマッピング)

10:10 開式のことば

市長式辞

来賓祝辞

来賓紹介

11:00 市政功勞表彰

11:50 市議会議長あいさつ

11:55 未来に向かって輝け鈴鹿(巨大ボトルクラッカー)

12:00 閉式のことば

12:10 記念演奏(三重県警察音楽隊 曲目:鎌倉殿の13人 メインテーマほか)

12:30 終了予定

◆概 要

・市政功労表彰内訳(P5～8:市政功労表彰名簿を参照)

自治功労 :33 名と4団体 教育文化功労:28 名と 8 団体

社会福祉功労:54 名 産業功労 :9名と 1 団体

治安防災功労:50 名と 9 団体 社会奉仕功労:1名

社会貢献功労:1名

計 176 名と 22団体の方々を表彰予定

・来場予定者数は約 400 人

◆表彰に関する規程等

鈴鹿市表彰規則(抜粋)

(表彰の対象)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体のうち、市長が特に必要と認めるものについて行う。

- (1) 地方自治の進展に功績のあったもの
- (2) 教育、体育、学術その他文化の振興に功績のあったもの
- (3) 民生又は社会福祉の振興に功績のあったもの
- (4) 産業の活性化、雇用の促進等経済の振興に功績のあったもの
- (5) 消防、防災又は防犯に功績のあったもの
- (6) 奉仕活動、環境の保全形成活動等に功績のあったもの
- (7) 体育、芸術、農業その他の分野において優秀な成績を修めたもの
- (8) 本市の公益のために金品を寄附したもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、表彰に値すると認められるもの

鈴鹿市表彰規則取扱規程(抜粋)

(表彰状による表彰の選考基準)

第2条 規則第2条第1項第1号の表彰は、規則第3条各号に該当するもののうち、原則として、表彰日から起算して過去5年以内に、次の各号のいずれかに該当することとなったものに行う。

- (1) 市長又は副市長として 12 年以上その職にあった者で、かつ、その職をすでに退いているもの。ただし、副市長にあっては、助役としての在職期間を含む。
- (2) 市議会議員として 12 年以上その職にあった者で、かつ、その職をすでに退いているもの
- (3) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の5に規定する委員会の委員及び委員として 12 年以上その職にあった者で、かつ、その職をすでに退いているもの
- (4) 消防団員, 民生委員, 児童委員その他の非常勤の公務員として 10 年以上その職にある者又はあった者
- (5) 各種団体の役員, 委員その他の役職についている者で、10 年以上その職にあるもの又はあったもの
- (6) 奉仕活動, 環境の保全形成活動等をおおむね 10 年以上行っており, 地域からの推薦があるもの
- (7) 個人においては 100 万円以上の金品を, 団体においては 300 万円以上の金品を市に寄附したもの
- (8) 全国規模以上の大会で特に優秀な成績を修めたもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか, 市長が適当と認めたもの

[担当]総務部総務課 金丸・原田 直通電話 382-8659／庁内内線 3233

鈴鹿市制 80 周年記念式典における取材について

鈴鹿市制 80 周年記念式典時の取材等において、下記事項について御留意くださいますようお願いいたします。

- (1)座席は記者席を御利用下さい。(客席右前)
- (2)壇上からのカメラ撮影の際は、壇上関係者の支障とならないように御留意願います。
- (3)客席でのカメラ撮影は、できるだけ客席の視野を妨げることをないように御留意願います。
- (4)表彰式の際は、被表彰者の代表の方々の登壇の妨げとならないように御留意願います。
- (5)その他、式典の妨げとならないように御配慮願います。